

関税法施行規則等の一部を改正する省令案要旨

- 1 一般輸入貨物を業として輸入する者及び一般輸出貨物を業として輸出する者について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定を準用し、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととするに伴い、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の規定を準用するとともに、必要な読替え規定の整備を行うこととする。（関税法施行規則第10条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成24年4月1日から施行することとする。